

食安輸発0817第4号
平成24年8月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産スッポンのエンロフロキサシン及びトルコ産ヘーゼルナッツのアフラトキシン)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号(最終改正:平成24年8月15日付け食安輸発0815第1号)に基づき実施しているところです。

このたび、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成24年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成24年8月17日	中国	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	エンロフロキサシン
平成24年8月17日	トルコ	ヘーゼルナッツ及びその加工品 (ヘーゼルナッツを30%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン